

平成26年度厚生労働省委託事業

職業紹介優良事業者 認定制度のご案内



平成26年12月

優良職業紹介事業者推奨事業(厚生労働省委託事業)

受託団体／事務局 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

職業紹介優良事業者認定制度のご案内

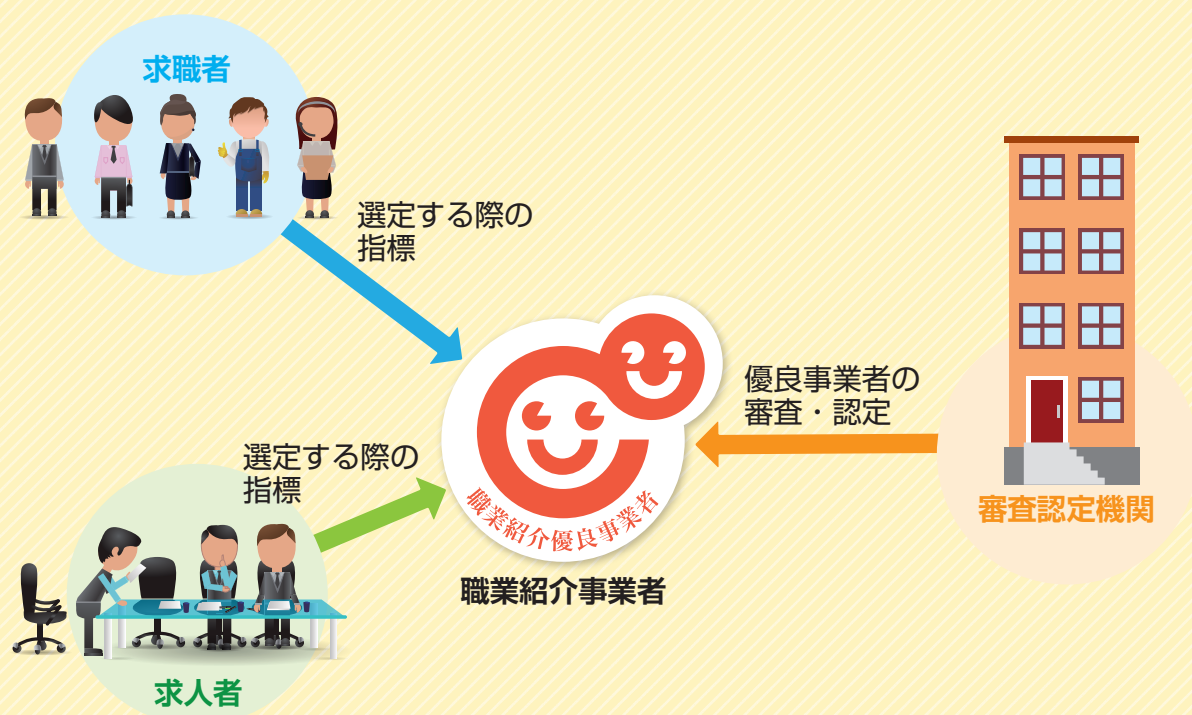
制度の概要

【制度のあらまし】

- 「職業紹介優良事業者認定制度」は、一定の基準をみたした事業者を職業紹介優良事業者として認定する国の委託事業です。優良な職業紹介事業者を育成し、業界全体の質的向上及び求人者と求職者の適切なマッチングを促進することをねらいとしています。

職業紹介優良事業者認定制度の効果

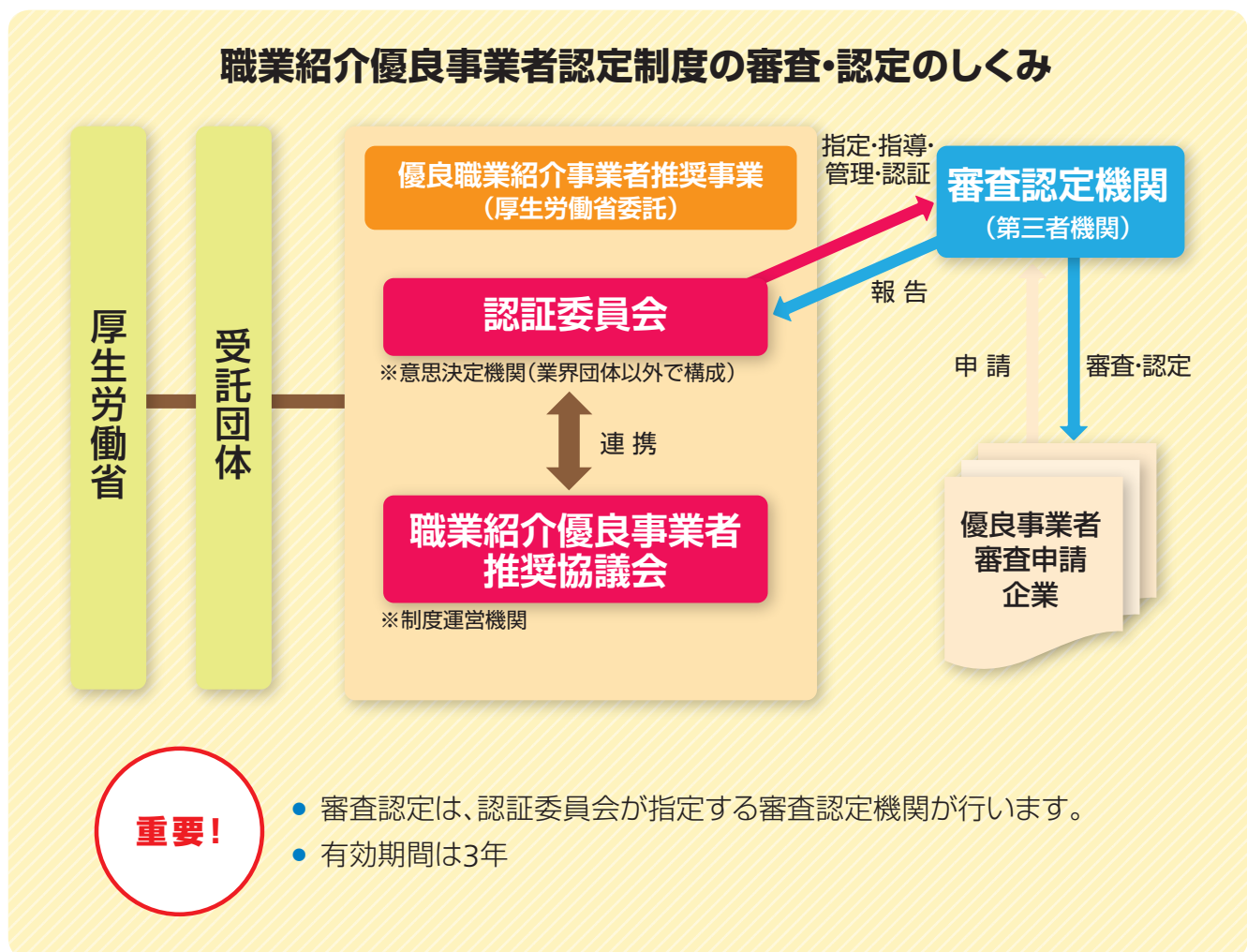
- 職業紹介事業者は認定を受けることにより、「社会的信用の向上」「経営改善モチベーションアップ」「コンプライアンス意識の向上」等が期待できます。
- 求人者・求職者は、利用する職業紹介事業者を選定する際の指標となります。



- 職業紹介事業のマッチング機能の向上、健全な競争の実現等、業界全体のレベルアップを目指します。

【制度のスキーム】

- 職業紹介優良事業者は「経営の安定性」、「法令遵守の徹底」、「業務の適正運営」等の審査要件を満たした場合に認証委員会が指定する審査認定機関から認定されます。



平成26年度 指定審査認定機関

- 株式会社中部評価センター
(愛知県名古屋市緑区左京山104番地 加福ビル左京山1F)
- 社会保険労務士法人すばる
(東京都中央区京橋3-12-4 マオビル9F)

職業紹介優良事業者認定制度のご案内

申請手続き

【申請対象となる事業者の範囲】

本事業の対象事業者は、職業安定法における職業紹介事業の許可を取得又は届出をした民営の有料及び無料の職業紹介事業者です。

なお、申請及び優良認定は事業主単位です。

【申請要件について】

優良認定を申請するには、下記をすべて満たしていなければなりません。

申請必要条件	
イ	職業紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過しており、直近3年間において職業紹介事業としての売上げ実績(手数料収入)が、每期350万円以上ある。
ロ	直近3年間において、2期連続赤字決算(兼業事業を含む納税申告ベース)がない。
ハ	直近3年間において、基準資産(純資産)が、「許可・届出事業所数×500万円以上」ある。
ニ	紹介事業許可要件における欠格事由に該当せず、直近3年間に行政処分(業務改善命令、業務停止命令)(※1)を受けていない。
ホ	直近5年間において、雇用する労働者について労働関係法令に重大な違反をしていない。
ヘ	その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実が認められない。

※1 行政処分は、次のものとする。

- ① 職業紹介事業改善命令(職業安定法第48条の3)
- ② 職業紹介事業停止命令(職業安定法第32条の9第2項(第33条第4項、第33条の2第7項、第33条の3第2項及び第33条の4第2項により読み替えられる場合を含む。))
- ③ 労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第49条第1項)
- ④ 労働者派遣事業停止命令(労働者派遣法第14条第2項及び第21条第2項)
- ⑤ 労働者派遣事業許可の取消し(労働者派遣法第14条第1項)
- ⑥ 労働者派遣事業廃止命令(労働者派遣法第14条第1項及び第21条第1項)

【書類審査について】

申請時に、申請要件を満たしていることを証明する資料(事業報告書、税務申告写し、貸借対照表、株主資本等変動計算書等)を提出していただきます。

【実地調査について】

実地調査は申請事業者の主たる事業所に審査機関の調査員が出向いて、ヒアリング(経営者、職業紹介責任者、従事者等)を実施すると共に、「経営の安定性」「法令遵守」「業務の適正運営」に関するエビデンス(裏付け確認)調査を行います。

【認定証、認定マークについて】

- 所定の審査により審査基準を満たした事業者に対して、指定審査機関から「職業紹介優良事業者認定証」が交付されます。
- 職業紹介優良事業者は、「職業紹介優良認定制度」のホームページや、人材サービス総合サイト(厚生労働省が運営するサイト)等で公表する予定です。
- 職業紹介優良事業者は、自社ホームページ、営業パンフレット、名刺等に職業紹介優良事業者である旨(職業紹介優良事業者認定マーク)を掲載、記載することができます。

職業紹介優良事業者認定マーク



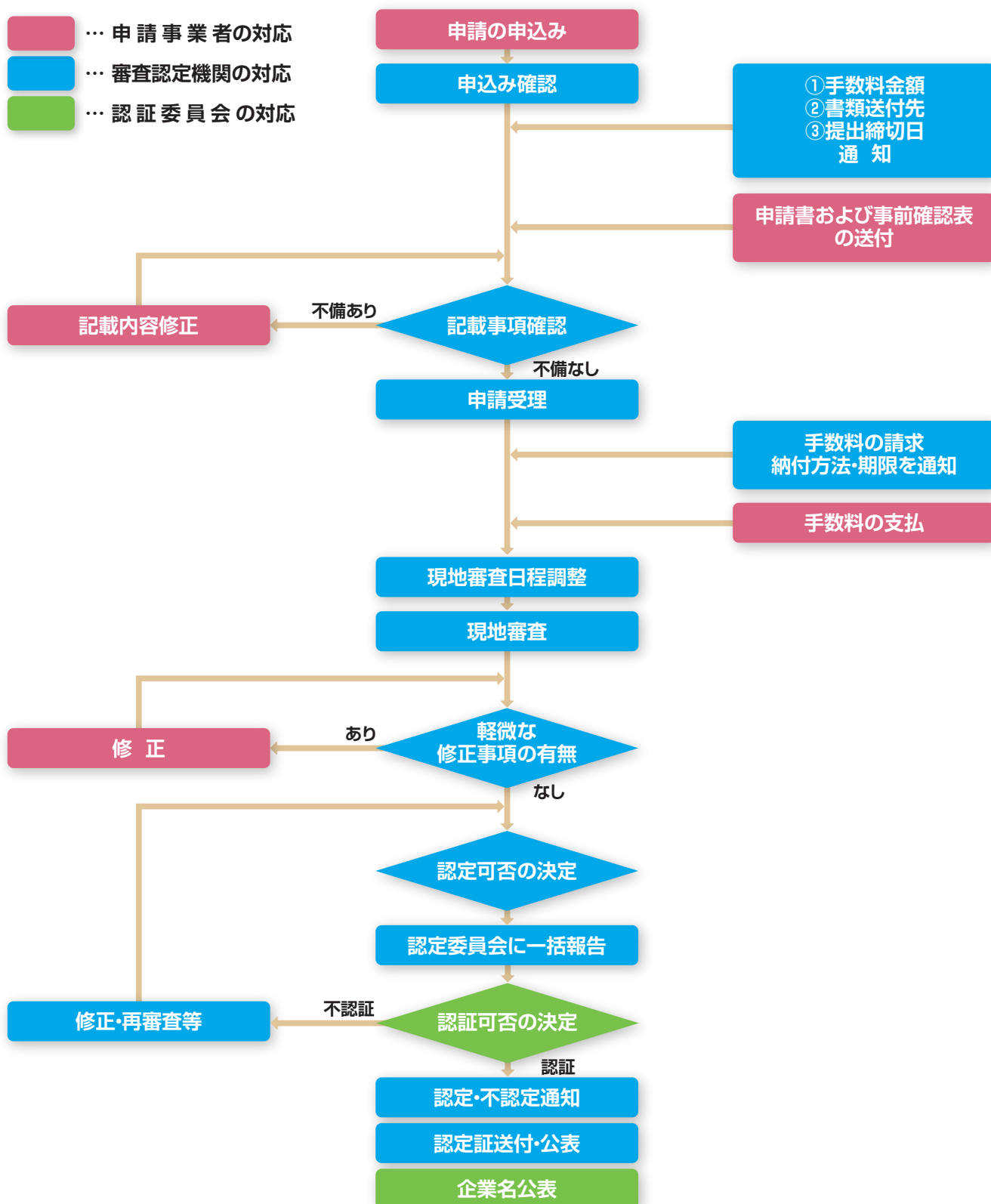
第2014000(00)号

デザインの趣旨

就業、転職を希望する者(求職者)と、人材を求める者(求人者)を笑顔でつなぐ縁(円)を提供する職業紹介優良事業者を表現しています。

職業紹介優良事業者認定制度のご案内

審査業務フロー



職業紹介優良事業者行動指針

本行動指針は、職業紹介優良事業者認定制度において、優良事業者として求められる行動の基準を定めたものであり、優良事業者としての認定を受けようとする事業者は、本行動指針に沿った事業運営を行うものとする。

1 経営の基本姿勢

- (1) 人材紹介事業の公共性を自覚し、その社会的使命に基づく経営を行う。
- (2) 求人者、求職者の視点に立った経営を行う。
- (3) 業務の適正運営とサービス向上を常に心がけ、人材紹介事業の信頼性を高める経営を行う。
- (4) 従業員の資質やモラルが特に重要であることを認識して、従業員の教育研修を充実すると共に、労働環境、福利厚生の上昇に努める。

2 コンプライアンス(法令遵守)

- (1) 人材紹介事業の社会的責任の重要性を自覚し、法令遵守を徹底する。
- (2) 商業倫理、社会通念、国際慣行等にも配慮し、社会的良識に基づいた事業運営を行う。

3 情報開示

法令で定めるもの以外についても、積極的に情報開示を行い、透明性の高い事業運営を行う。

4 社会貢献

- (1) 人材紹介事業の特性を活かして、円滑な労働移動に寄与し、ひいては我が国経済の発展に貢献する。
- (2) 求人者等の需要に柔軟に対応して、人材採用、再就職支援等を通じて、その円滑な企業経営に寄与する。
- (3) 求職者の要望に応えて、民間企業の特性を活かした就業支援を行うことにより、働く者の生活向上に寄与する。

5 人権・人格の尊重

人にかかわる業務であり、常に人権尊重の精神で事業運営を行う。

6 個人情報と求人者情報の管理

- (1) 人材紹介事業における個人情報と求人者情報の保護の重要性を自覚して、その収集、保管を行い使用する。
- (2) 情報漏えいの内外にもたらす影響の重要性を認識して、防止策を講じるなどの事業運営を行う。

7 公正競争

自由にして公正な競争が人材紹介事業の発展につながることを認識して、競争原理に基づいた事業運営を行う。

職業紹介優良事業者認定制度認定基準(抜粋)

I 経営の安定性	1 経営方針、過去実績 ● 経営理念、経営方針、数値目標等を策定し、職業紹介事業者としての進むべき方向を明確に示している。 ● 職業紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過している。 ● 過去3年間に於いて、職業紹介事業としての実績が一定水準以上ある。 2 財務基盤、収益性 ● 直近3年間に於いて、2期連続赤字決算がなく、かつ、基準資産額が一定水準以上ある。
II 法令の遵守	1 コンプライアンス体制 ● 法令遵守についての担当部署(者)を定めている。 ● 定期的に内部検査を実施して法令遵守状況を把握している。 2 法令遵守 ※別に定めるチェックリストによる調査、確認 3 個人情報保護と求人者情報管理 ● 個人情報保護と求人者情報管理に関する教育・研修を定期的に行っている。 ● 情報の漏えいについて具体的な防止対策が施されている。 ● 定期的に内部検査を実施して、情報漏えいがないか把握している。
III 業務の適正運営	1 求人開拓等 ● 求職者にマッチした求人先の開拓 ● 公正競争 ● 適正な宣伝広告 2 求職者募集 ● 求人案件にマッチした求職者等の募集 ● 適正な募集行為 3 求人受付 ● 求人案件の詳細かつ具体的な把握 ● 取引契約書の締結 ● 採用に関する提案、コンサルティング ● 求人票(労働条件等の明示)の受理と点検 ● 反社会的企業や問題ある企業等との取引 ● 求人情報の管理 4 求職受付 ● 求職者の希望、能力、適性把握 ● 転職・就職ノウハウ提供 ● 求職情報の管理 ● 求人案件の説明 ● キャリア・カウンセリング ● 求職者研修の実施 5 紹介あっせん ● 紹介実績 ● 苦情への対応 ● 責任ある紹介あっせん 6 紹介後のフォロー ● 紹介結果の利用者満足度等 ● 短期退職した場合の紹介事業者の対応
IV その他	1. 情報公開 ● 法令で定めるもの以外の情報(経営方針、個人情報保護方針、定款、財務諸表、職業紹介事業実績等)の公表等 2. 就職困難者への取組み ● 障害者、高齢者、母子寡婦等の就職困難者の紹介への取組み

お問い合わせ



東京都文京区本郷3丁目38番地1
本郷信徳ビル5階

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
職業紹介優良事業者認定制度事務局

Tel: 03-3815-0310 Fax: 03-3818-7015
専用ホームページ: <http://www.yuryoshokai.info>